

平成29年度 監査の結果

定期監査は14部(室・局)、25課(室)、14か所の公共施設を対象に行いました。財政援助団体等の監査は公益社団法人摂津市シルバー人材センターを選定し、実施しました。結果をお知らせします。

摂津市監査委員

馬場博

嶋野浩一朗

(担当・監査委員事務局)

定期監査

監査の期間 平成29年11月1日から30年3月28日まで

監査の対象部局 左表

監査の対象 平成29年4月から監査実施直前月までの財務に関する事務

監査の方針 財務に関する事務が法令などに準拠

また、小学校、中学校、公民館などの施設は、現地におもむき施設の維持管理および事務の執行状

況を監査しました。**監査の項目**

- ・財務監査 Ⅱ 使用料・手数料などの徴収・収納、職員手当の支給、報酬・報償費の支払、維持補修、委託契約、補助金などの交付、前渡資金、車両管理、備品購入、管理・記録などの事務
- ・施設監査 Ⅱ 施設の維持管理、前渡資金、防災・安全対策、薬品・切手の管理などの事務

監査の結果 各部局とも財務に関する事務の執行にあたっては法令などに準拠し、適正かつ効率的な執行に努め、施設の管理についても適切な維持を行い、適正に処理され

ているものと認められました。しかし、一部の事務で

- ① 徴収・収納事務において、一部で使用料の算定誤りが見受けられました
- ② 特殊勤務手当および時間外勤務手当の支給事務において、一部で支給額に誤りが見受けられました
- ③ 補助金交付事務において、一部で交付額の算定誤りが見受けられました

行政監査

監査の期間 平成28年11月1日から30年3月28日まで

監査の対象 起案処理した文書のうち起案時判断

で「一部公開」、「時限非公開」または「非公開」としたものの

監査の方針 行政監査関係資料に基づき文書を抽出し、決裁区分に誤りはないか、保存期間は部局

内で統一されているか、公開としなかった判断と根拠は適切かどうかを主

眼として、必要に応じ職員からその取扱状況について説明を求め実施しました。

監査の結果 決裁区分に

ついては、部長の専断事項となる事務の決裁区分を課長としているものが見受けられました。

保存期間については、同種文書で異なるものが見受けられました。

公開としなかった判断と根拠については、「一部公開」または「時限非公開」で足るものを「非公開」としているもの、「全部公開」または「時限非公開」とできるものを「一部公開」としているもの、「非公開」とすべきものを「一部公開」としているものなどが見受けられました。

以上のことを適切に行うことにより、市民の知る権利を尊重し、今後市民と市との信頼関係増進に努めるよう要望しました。

財政援助団体等の監査

監査の期間 平成30年2月2日から3月27日まで
監査対象団体 公益社団法人摂津市シルバー人材センター

監査の方針 市から交付された補助金が補助目的に沿った事務事業に使用されているか、公の施設が法令などに基づき適切に管理され、協定などに

基づく義務の履行が適切に行われ、出納その他の事務が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に、事前に提出された資料および出納関係帳票、その他関係書類を審査し、担当者からその執行状況の説明を求め実施しました。

監査の結果 市から交付された補助金は目的に沿って支出されており、経理事務も適正に執行されていました。また、指定管理者としての施設管理および義務の履行は、法令および協定などに基づき適切に管理、実施されていました。

また、指定管理者としての施設管理および義務の履行は、法令および協定などに基づき適切に管理、実施されていました。

監査の対象部局

※部局名は監査実施時のもの

部(室・局)	課(室)
市長公室	政策推進課・人権女性政策課
総務部	防災管財課・財政課・市民税課
市民生活部	自治振興課・市民活動支援課
環境部	環境政策課・環境業務課
保健福祉部	保健福祉課・生活支援課・高齢介護課・国保年金課
建設部	都市計画課・水みどり課・建築課
	会計室
上下水道部	経営企画課・料金課
教育総務部	子育て支援課
次世代育成部	学校教育課・こども教育課
選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局	
消防本部	総務課・予防課・警備課

部	施設
総務部	第7集会所・第17集会所
市民生活部	別府コミュニティセンター
環境部	リサイクルプラザ
教育総務部	鳥飼西小学校・鳥飼東小学校・第五中学校・べふ幼稚園・別府保育所・児童発達支援センター・安威川公民館・千里丘公民館
消防本部	消防本部・消防署